

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、63 年 10 月から同年 12 月までの期間及び平成元年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 6 月から平成元年 10 月まで

昭和 55 年に会社を退職後、将来の年金受給のことを考え、国民年金に加入した。夫にも国民年金の加入を強く勧め、加入させた。

申立期間当時の国民年金保険料については、集金に来ていた役場の職員に納付するか、集金時に持ち合わせが無いときは、同職員から振込用紙をもらい、銀行で納付していたので、申立期間の保険料も絶対に納付している。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、12 か月と比較的短期間であるとともに、当該期間の前後は納付済みであり、申立人は、当該期間の前後を通じて、住所の変更も無く、生活状況に大きな変化も認められないことから、当該期間の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間②のうち、昭和 63 年 10 月から同年 12 月までの期間及び平成元年 4 月から同年 10 月までの期間については、申立人は、その夫が国民年金保険料を納付し始めたとする昭和 63 年 10 月ごろから、申立人自身が夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の夫の年金記録は納付済みとなっていることから、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間②のうち、昭和 62 年 6 月から 63 年 9 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 3 月までの期間については、一緒に国民年金保険料を納

付したとする申立人の夫も未納となっている上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、63 年 10 月から同年 12 月までの期間及び平成元年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月から 54 年 3 月まで

昭和 54 年 5 月ごろ市役所に出向き国民年金の加入手続を行い、それまでの国民年金保険料について尋ねたところ、納付した方がよいとのことであったのでまとめて納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が国民年金に加入して国民年金保険料を納付済みであったことから、結婚を機に国民年金の加入手続を行い、さかのぼって保険料を納付できることを聞き、貸衣装代の支払いで残った金額を保険料として納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 5 月に払い出されていることが推認でき、納付したとする保険料額は、当該払出時点で過年度納付が可能であった申立期間のうち 52 年 4 月から 54 年 3 月までの過年度保険料額とおおむね一致していることから、申立人は当該期間の過年度保険料を納付したものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 11 月から 52 年 3 月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年8月12日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月12日から同年9月1日まで

私は、昭和38年10月にA社に入社し、41年4月まで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された「資格別・店別職員表」から、申立人が昭和38年10月1日に同社に入社し、41年4月2日に同社B支店を退職するまで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係るオンライン記録では、昭和40年8月12日にA社本社で厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年9月1日に同社B支店で同資格を取得したと記録されているが、A社は申立人が同社B支店に異動したのは同年9月ではなく同年8月であるとの記録があるとしていることから、申立人の同社B支店での資格取得日を40年8月12日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和40年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日に、資格喪失日に係る記録を35年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から35年3月15日まで

昭和34年4月にA社に再入社し、正社員として35年3月まで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人はA社で申立期間に勤務していたと主張しているところ、申立人は申立期間の直前及び直後には別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得しており、一人の同僚は、申立人が1年間は同社に勤務していたと証言していることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認される。

また、申立人及び同僚が記憶していた申立人と同種の業務に従事していた同僚全員に厚生年金保険の加入記録があり、このうち、複数の同僚は、「当時、A社の従業員はすべて正社員であり、採用後すぐに厚生年金保険を適用されたと思う。」と証言している。

さらに、申立人及び複数の同僚が記憶している従業員数と、厚生年金保険の被保険者数がほぼ一致していることから、A社は、採用した従業員全員に対して社会保険加入手続を行っていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務を行い、性別が同一で、年齢及び採用時期に近い者の標準報酬月額から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、事業主に確認することはできないが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠落が見当たらず、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったことになり、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主は社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 4 月から 35 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月まで

申立期間は、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から結婚する 40 年 9 月までの国民年金保険料を母が兄や兄嫁の分と一緒に納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親は既に死亡している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、昭和 43 年 2 月に国民年金の加入手続が行われるまでは、申立期間は未加入期間であったものと推認されることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 35 年 8 月 1 日まで  
申立期間について、A社B支店に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人がA社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社B支店を統括する同社C支店は、「B支店が保管している記録において申立人の氏名は確認できなかった。」とし、当時、日々雇用職員としての雇用形態があったことから、申立人について、「日々雇用という身分であれば厚生年金保険被保険者ではなかったと思われる。」と回答している上、申立期間の同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落は無い。

また、A社B支店に申立期間当時勤務していた複数の同僚は、「B支店では正社員以外に日々雇用や臨時雇用の身分があり、日々雇用等の従業員は厚生年金保険の対象ではなかった。」と証言している。

なお、D市周辺に所在したA社の申立事業所以外の4支店についても調査を行ったが、すべての支店に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落は無い。

さらに、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 1 日から 59 年 3 月 22 日まで

私は、A市のB社に昭和57年2月1日から59年3月22日まで勤務したが、厚生年金保険の記録がないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてA市に所在したB社に勤務していたと主張しているが、同社名について、厚生年金保険の適用事業所としての記録及び法人・商業登記の記録は無く、類似した名称の事業所についても、厚生年金保険の適用事業所として確認できないことから、申立人が申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、B社の事業主の氏名及び複数の同僚の氏名を挙げているが、その連絡先を確認することができず、証言を得ることができないほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付し、又は申請により保険料の納付を免除されていることがオンライン記録により確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。